

模造品関連データの収集

データ作成機関	日本貿易振興会 投資交流部
データ公開日(判れば)／更新日	2002年3月
主な項目	「模倣対策マニュアル パナマ編」(pdfファイル118ページ) ◆工業所有権の概念、◇発明、意匠等新解決技法、◇発明、◇意匠、◇工業用創作物、◇商業・工業秘密、◆工業所有権の取得、◇特許取得、◇商標取得、◆工業所有権の保護、◇保護メカニズム、権利保有者による提訴、◇工業所有権の不正使用、DIGERPI(工業所有権庁)決定の解除
サブ項目	◆パナマの法律が列挙する工業所有権の内容は、以下の通り。① 発明、意匠等新解決技法(ソリューション)② 工業モデル・図面等の工業用形式創造物(産業・商業秘密も含む)。③ 商号や広告物・看板の他、原産地表示・名称を含む商業的識別表示。 ◇発明の定義:「発明とは、明確な技術上の問題を解決するうえで、実際に使用できる一切の考えを言い、その各々は、製品および/もしくは製品の不特定または非限定的使用に係る手順であってよい。」、発明でないものを例示。 ◇特許権は、出願日を含め20年間、不可侵の有効性をもち、法律により、かかる権利は有料で維持。 ◇意匠とは、「工芸品、道具、器具、装置等物体のあらゆる形態、構成、あるいは配置をなす要素で、それが組み込まれている物体の機能、用途、あるいは製造方法を改善もしくは改変させ、以前にはなかった有用性、利点、または技術的効果が付加されているもの」 ◇工業もしくは商業秘密は、個人または法人により、その競争力維持あるいは経済活動実現に向けた第三者への有利な立場維持を目的として保有され、その機密性保護や利用制限のために十分な手段や体制が講じられている商工用途の機密性情報と解釈される。
特記事項	
URL	http://www.jetro.go.jp/biz/world/cs_america/pa/ip/pdf/2002_mohou.pdf